

西宮市立中央病院臨時応援医師の取扱いに関する要綱

- 1 この要綱は、中央病院臨時医師の応援要請に関し必要な事項を定める。
- 2 この要綱による臨時応援医師（以下「応援医師」という。）とは、つぎの区分によるものとする。
 - (1) 期間（原則として1年）を定めて応援要請する場合、原則として1週に1診療単位以上病院診療に従事するとき。
 - (2) 随時または臨時的に応援要請する場合、手術のほか臨時的に随時病院診療に従事するとき。
 - (3) 宿日直日に病院診療に従事するとき。
- 3 応援医師を要請する場合は、つぎに定めるところによるものとする。
 - (1) 継続的に応援医師を必要とする診療科長は、診療従事予定日より1カ月前に応援医師要請願(診療、手術又は麻酔は様式1、日当直は様式2)を副院長を経由して病院長に提出するとともに、つぎの書類を添えて事前に協議し審査を受けなければならない。
 - ① 経歴書（様式3）
 - ② 写真ただし、期間を更新する者については、不要とする。
 - (2) 臨時的に応援医師を必要とする診療科長は、診療従事予定日の7日前までに1号と同様の要請願及び書類を副院長を経由して病院長に提出しなければならない。
 - (3) 宿日直の応援として医師を必要とする診療科長は、前号と同様の手続きを行い、院長の承認後に応援医師依頼書（様式5）を応援医師に渡し、日当直業務応援承諾書（様式6）を当該医師に提出願うものとする。
 - (4) 病院長は、継続的応援医師の配置決定にあたっては、診療体制の専門性の充実と効率的運用を考慮し、臨時的応援医師にあたっては、応援の必要性を十分考慮したうえで承認するものとする。
- 4 応援医師に対する報償費の支給については、つぎのとおり取り扱うものとする。
 - (1) 毎月1日から月末までに従事したものについて、勤務をした日の属する月の翌月15日(土曜日、日曜日、祝日に当るときは、順次繰上げた日)にあらかじめ提出された口座振替申込書(様式4)に記載された口座に振込むこととする。
 - (2) 前号の支給にあたっては、応援医師報償費単価表(別表1)に基づき支給するものとする。
 - (3) 前号の単価表は、医師確保等の需給関係により変更することができるものとする。
- 5 この要綱に定めるもののほか必要な事項は病院長が定める。

付 則

この要綱は、平成19年1月1日から施行する。